

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 三五
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三五
○土地改良事業計画を変更することを認可した件 三六
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三六

告 示

福島県告示第五百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年七月十四日から同年十一月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年七月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス矢吹店 福島県西白河郡矢吹町弥栄三番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社コスモス薬品
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社コスモス薬品

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

住所 福島県福島市博多区博多駅東二丁目十番一号

三 大規模小売店舗の新設をする日
令和九年三月一日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百四十一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 六十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 十六台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 五十平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

七 届出年月日

令和八年六月二十九日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年七月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び檜葉町産業創生課に備えて縦覧に供する。

令和八年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意図なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八條第九項で準用する同法第十條第一項の規定により、高木用水土地改良区が高木用水土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和八年七月一日認可した。

令和八年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年七月十四日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の名称

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三條第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する一点から一三点までを順次結んだ線及び一三点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

大沼郡会津美里町

大石字西光寺前六八八番一

字船場甲四三五〇番一

一点

二点

三点

四点

五点

北緯三七度二六分四〇秒五九七七

東經一三九度五三分二四秒八七三〇

北緯三七度二六分四〇秒六八一六

東經一三九度五三分二五秒二六六〇

北緯三七度二六分四一秒〇五二四

東經一三九度五三分二六秒〇一五五

北緯三七度二六分四〇秒七〇九四

東經一三九度五三分二七秒二九三

北緯三七度二六分四〇秒一四四七

東經一三九度五三分二八秒四八一〇

大石字西光寺前六七七番

六八二番

六点

七点

八点

九点

一〇点

一点

二点

三点

北緯三七度二六分三九秒二二九八

東經一三九度五三分二九秒八六七五

北緯三七度二六分三八秒五六八五

東經一三九度五三分三〇秒一五八九

北緯三七度二六分三六秒六八三一

東經一三九度五三分二九秒一八七六

北緯三七度二六分三六秒〇三一八

東經一三九度五三分二七秒八七四八

北緯三七度二六分三七秒一一四四

東經一三九度五三分二六秒五五五〇

北緯三七度二六分三七秒二一八二

東經一三九度五三分二六秒一九五八

北緯三七度二六分三八秒一七七三

東經一三九度五三分二七秒六七七七

北緯三七度二六分三八秒五九八七

東經一三九度五三分二七秒八二〇八

(砂防課)